

法務省民二第2528号

平成22年10月8日

法務局長殿
地方法務局長殿

法務省民事局民事第二課長

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法附則第3条第1項の規定に基づく権利の承継に係る不動産登記事務の取扱いについて（依命通知）

標記について、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機理事長から民事局长あて別紙甲号のとおり照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

機構発第0929001号

平成22年9月29日

法務省民事局長 原 優 殿

独立行政法人

年金・健康保険福祉施設整理機構

理事長 水島 藤一郎

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法附則第3条第1項の規定に基づく権利の承継に係る不動産登記事務の取扱いについて（照会）

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成17年法律第71号。以下「機構法」という。）及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）の定めるところにより、平成17年10月1日に設立された独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）は、機構法附則第2条第1項及び第3条第1項並びに独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令（平成17年政令第279号。以下「機構法施行令」という。）第9条第1号及び第12条第1項の規定により、旧社会保険庁の所属に属する土地及び建物のうち厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものに関する権利及び義務を承継しています。

これに伴い、厚生労働省から機構への権利の承継に係る所有権の移転の登記（以下「承継登記」という。）及び所有権の保存の登記（以下「保存登記」という。）の嘱託について、下記のとおり取扱うこととしたいと考えておりますが、登記手続上差し支えないか照会します。

なお、差し支えない場合は、貴管下法務局及び地方法務局の登記官にその旨周知方よろしくお願いします。

記

- 1 機構法施行令第3条第1項第9号の規定により、機構を国の行政機関とみなして、不動産登記法（平成16年法律第123号）第16条、第116条及び第117条の規定を準用することとされていることから、機構が単独で承継登記の嘱託をすることができる。

- 2 機構が承継する土地及び建物の保存登記を嘱託する場合に、表題部の所有者が「厚生省」となっているときは、機構は不動産登記法第74条第1項第1号に定める一般承継人であることから、嘱託情報とともにその承継を証する情報を提供して機構が当該保存登記の嘱託をすることができる。
- 3 機構が承継する土地及び建物の所有権の登記名義人が「厚生省」となっている場合であっても、登記名義人の表示の変更の登記をすることなく、機構が承継登記の嘱託をすることができる。
- 4 機構の名称は、機構法第2条の規定により定められ、通則法第10条の規定により、独立行政法人という文字の使用が制限されているため、その名称により機構を特定することができることから、承継登記及び保存登記の嘱託をする場合に、その嘱託情報とともに提供すべき機構の住所を証する情報の提供は省略することができる。
- 5 機構法施行令第3条第1項第10号の規定により、機構を国の行政機関とみなして、不動産登記令（平成16年政令第379号）第7条第2項の規定を準用することとされていることから、承継登記及び保存登記の嘱託をする場合に、その嘱託情報とともに提供すべき機構の代表者の資格を証する情報を省略することができる。
- 6 機構の理事長は、機構法第12条の規定により刑法その他の罰則の適用については公務員とみなされ、制度上、真正な書類を作成する義務を負わされていることから、登記原因証明情報及び承継を証する情報を単独で作成することができる。
- 7 機構が承継登記及び保存登記（表題部の所有者が「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」となっている場合を除く。）の嘱託をする場合の嘱託情報並びに登記原因証明情報及び承継を証する情報は、それぞれ、別添1及び別添2によるものとする。
- 8 機構が保存登記（表題部の所有者が「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」となっている場合に限る。）の嘱託をする場合の嘱託情報は、別添3によるものとする。

登記嘱託書 兼 登記原因証明情報

登記の目的 所有権移転

原 因 平成〇〇年〇〇月〇〇日独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法附則第3条第1項による承継

権利承継者 (被承継者 厚生労働省)

千葉県船橋市海神町西一丁目1042番地2

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

登記識別情報の提供を希望しません。【注1】

平成〇〇年〇〇月〇〇日嘱託 ○○(地方) 法務局 ○○支局(出張所)

嘱 託 者 千葉県船橋市海神町西一丁目1042番地2

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

理事長 水島 藤一郎

連絡先の電話番号 ○○-〇〇〇〇-〇〇〇〇

担当者 管理部管理課 ○○

登録免許税 登録免許税法第4条第1項別表第2により非課税

不動産の表示

不動産番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○【注2】

所 在 ○○市○○町○丁目

地 番 ○番○

地 目 ○○

地 積 ○○・○○平方メートル

登記原因証明情報

- 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構(以下「機構」という。)は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法(以下「機構法」という。)に基づき、平成17年10月1日に成立した。
- 厚生労働大臣は、機構法附則第3条第1項及び独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法施行令(以下「機構法施行令」という。)第12条第1項の規定に基づき、上記不動産の表示欄に記載した不動産について、財務大臣と協議し、平成〇〇年〇〇月〇〇日に機構法第3条の施設として定めた。

3 よって、平成〇〇年〇〇月〇〇日をもって、上記不動産の表示欄に記載した不動産は、
機構法附則第3条第1項及び機構法施行令第12条第1項の規定により、機構に承継さ
れた。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

上記の登記原因のとおり相違ありません。

被承継者 厚生労働省

権利承継者 千葉県船橋市海神町西一丁目1042番地2

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

理事長 水島 藤一郎

【注1】 登記識別情報の通知を希望しない場合には□にチェックする（不動産登記規則
第64条第2項）。

【注2】 不動産番号を記載した場合は、所在、地番、地目及び地積の記載を省略するこ
とができる（不動産登記令第6条）。

れた。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

上記のとおり相違ありません。

被承継者 厚生労働省

権利承継者 千葉県船橋市海神町西一丁目1042番地2

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

理事長・水島 藤一郎

【注1】登記識別情報の通知を希望しない場合には□にチェックする（不動産登記規則第64条第2項）。

【注2】不動産番号を記載した場合は、所在、地番、地目及び地積の記載を省略することができる（不動産登記令第6条）。

登記嘱託書

登記の目的 所有権保存

所 有 者 千葉県船橋市海神町西一丁目1042番地2
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

登記識別情報の提供を希望しません。【注1】

平成〇〇年〇〇月〇〇日不動産登記法第74条第1項第1号嘱託
〇〇（地方）法務局 〇〇支局（出張所）

嘱 託 者 千葉県船橋市海神町西一丁目1042番地2
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構
理事長 水 島 藤 一 郎
連絡先の電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
担当者 管理部管理課 〇〇

登録免許税 登録免許税法第4条第1項別表第2により非課税

不動産の表示

不動産番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇【注2】

所 在 〇〇市〇〇町〇丁目

地 番 〇番〇

地 目 〇〇

地 積 〇〇・〇〇平方メートル

【注1】 登記識別情報の通知を希望しない場合には□にチェックする（不動産登記規則第64条第2項）。

【注2】 不動産番号を記載した場合は、所在、地番、地目及び地積の記載を省略することができる（不動産登記令第6条）。

[REDACTED]
法務省民二第2527号

平成22年10月8日

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

理事長 水島 藤一郎 殿

法務省民事局長 原

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法附則第3条第1項の規定に基づく権利の承継に係る不動産登記事務の取扱いについて（回答）

本年9月29日付け機構発第0929001号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。

[REDACTED]

[REDACTED]

法務省民二第2558号

平成22年10月12日

法務局長殿
地方法務局長殿

法務省民事局民事第二課長

権利能力なき社団の構成員全員の総有に属する第三者名義の不動産に対する強制執行における登記嘱託について（依命通知）

標記について、最高裁判所事務総局民事局長から法務省民事局長あて別紙甲号のとおり照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

最高裁民三第000735号

平成22年9月28日

法務省民事局長 殿

最高裁判所事務総局民事局長 永野厚

権利能力なき社団の構成員全員の総有に属する第三者名義の
不動産に対する強制執行における登記嘱託について（照会）

先日、第三者名義で登記された権利能力なき社団の構成員全員の総有に属する不動産については、権利能力なき社団を債務者とする金銭債権を表示した債務名義の正本のほか、当該不動産が当該社団の構成員全員の総有に属することを確認する旨の確定判決又はこれに準ずる書面を添付して、当該不動産に対する強制執行の申立てをすることができるとの判決が言い渡されました（平成22年6月29日最高裁判所第三小法廷判決）。

この判決の趣旨に基づく強制執行の申立事件について強制競売開始決定がされたとき、当該開始決定上の債務者の表示と当該開始決定に基づく差押えの登記嘱託書に記載された登記義務者（不動産登記記録上の所有者）の表示は一致しないこととなります。このため、登記原因を証する情報として強制競売開始決定正本を添付して差押えの登記嘱託をする場合は、差押登記嘱託書及び強制競売開始決定の記載については別紙の取扱いのとおりとするのが相当と考えるところ、いささか疑義がありますので、貴局の御意見を承知したく照会します。

なお、上記のような事案であっても、登記原因を証する情報として登記原因を裁判所書記官が証明した書面により提供する場合の登記嘱託書及び登記原因証明情報の取扱いについては、平成17年2月23日付け法務省民二第490号をもって回答されたとおりとします。

おって、本照会への回答につきましては、貴管下法務局及び地方法務局の登記官にその旨を周知いただくようお願ひいたします。

(別紙)

- 1 登記嘱託書の登記権利者義務者目録には、登記記録上所有者とされている者の住所氏名を登記義務者として記載するとともに、その下に、強制競売事件の債務者である権利能力なき社団の名称及び住所を付記する。（記載例1）
- 2 強制競売開始決定の当事者目録には、所有者であることが確定判決等で確認された権利能力なき社団を債務者として記載する。
なお、登記記録上所有者とされている者については、強制競売開始決定の物件目録においてその氏名又は名称を付記する。（記載例2）
- 3 この取扱いは、強制競売の申立てのみならず、仮差押えの申立ての場合にも適用する。

以上

(記載例 1)

【登記原因証明情報に開始決定正本を添付する場合】

平成〇〇年(ヌ)第〇〇号

登記嘱託書

〇〇法務局〇〇出張所 御中

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

登記の目的

差押

原 因

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇地方裁判所強制競売開始決定

権利者・義務者

別紙登記権利者・義務者目録記載のとおり

添付書類

強制競売開始決定正本

課税価格

債権金額 金〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

登録免許税

金〇〇,〇〇〇円

不動産の表示

別紙物件目録記載のとおり

登記権利者・義務者目録

○○市○○区○○町○丁目○番○号

登記権利者 株式会社○○○○

○○市○○区○○町○丁目○番○号

登記義務者 乙野太郎

(強制競売開始決定における債務者の表示

○○市○○区○○町○丁目○番○号 甲山連合会)

物 件 目 錄

1 所 在 ○○県○○市○○町○丁目
地 番 ○○番○
地 目 宅地
地 積 ○○・○○平方メートル

2 所 在 ○○県○○市○○町○丁目○番地○
家 屋 番 号 ○○番○
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺 2階建
床 面 積 1階 ○○・○○平方メートル
2階 ○○・○○平方メートル

(記載例 2)

平成〇〇年(ヌ)第〇〇号

強制競売開始決定

当事者 別紙目録のとおり

請求債権 別紙目録のとおり

債権者の申立てにより、上記請求債権の弁済に充てるため、別紙請求債権目録記載の執行力のある債務名義の正本に基づき、債務者の所有する別紙物件目録記載の不動産について、強制競売の手続を開始し、債権者のためにこれを差し押さえる。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所

裁判官 ○ ○ ○ ○

当事者目録

〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

申立債権者 株式会社〇〇〇〇

代表者代表取 〇〇〇〇

締役

〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

債務者 甲山連合会

代表者代表 乙野太郎

理事

請求債権目録

債権者債務者間の〇〇地方裁判所平成〇〇年(ワ)第〇〇号事件の執行力ある判決正本に表示された下記金員

記

- (1) 元金 金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
- (2) 利息金 金〇〇〇, 〇〇〇円

ただし、(1)の金員に対する平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで年〇%の利息金残

- (3) 損害金

ただし、(1)の金員に対する平成〇〇年〇〇月〇〇日から完済に至るまで年〇〇%の割合による遅延損害金

物 件 目 錄

1 所 在 ○○県○○市○○町○丁目
地 番 ○○番○
地 目 宅地
地 積 ○○・○○平方メートル

登記記録上の所有者 乙 野 太 郎

2 所 在 ○○県○○市○○町○丁目○番地○
家屋番号 ○○番○
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺 2階建
床 面 積 1階 ○○・○○平方メートル
2階 ○○・○○平方メートル

登記記録上の所有者 乙 野 太 郎

法務省民二第 2557 号

平成 22 年 10 月 12 日

最高裁判所事務総局民事局長 永野 厚郎 殿

法務省民事局長 原

権利能力なき社団の構成員全員の総有に属する第三者名義の不動産に対する強制執行における登記嘱託について（回答）

本年 9 月 28 日付け最高裁民三第 000735 号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。